

「ワクチン産業ビジョン推進委員会混合ワクチン検討ワーキンググループ」 運営要綱(案)

1. 目的

ワクチン産業ビジョン推進委員会混合ワクチン検討ワーキンググループ(以下、「WG」という。)においては、「ワクチン産業ビジョン」に掲げられた事項の推進に資するため、「ワクチン産業ビジョン推進委員会ワーキンググループ検討とりまとめ」も踏まえ、混合ワクチンにかかる様々な事項について検討・整理を行う。

2. 検討事項(例)

- (1) 各企業の混合ワクチンの開発状況の確認
- (2) 各企業の混合ワクチンの今後の開発計画の確認
- (3) 各企業の混合ワクチン開発に関する課題
- (4) 混合ワクチンのメリット、デメリットとその必要性(個々のものを含む) 等

3. 組織及び構成員の構成等

- (1) 本WGは、概ね10名程度の構成員で組織する。
- (2) 本WGの構成員は、ワクチンに係る研究開発、基礎研究、臨床、治験、学識経験者、製造業者等から厚生労働省医薬食品局長が委嘱する。
- (3) 構成員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げないものとする。

4. 座長

- (1) 座長は、構成員の互選によってこれを選出する。
- (2) 座長は、会務を総理し、会を代表する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5. WGの運営

- (1) 本WGは、必要に応じ、厚生労働省医薬食品局長が召集する。
- (2) 本WGの運営に関し必要な事項は、厚生労働省医薬食品局長が座長と協議のうえ定める。また、検討・整理結果及び進捗状況については、ワクチン産業ビジョン推進委員会において報告し、了承を受けるものとする。
- (3) 本WGは、混合ワクチンの開発に関連する事項を含むことから、原則、非公開で開催するものとする。

6. WGの庶務

本WGの庶務は、医薬食品局血液対策課が省内関係課の協力を得て行う。